

地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会(第4回)  
議事要旨

1. 開催日時:2017年5月26日(金)10:00~12:00
2. 場所:中央合同庁舎第4号館共用1202会議室
3. 出席者:  
国府泰道委員、小西砂千夫委員、菅美千世委員、山本隆司委員(座長)  
金子浩之消費者庁消費者教育・地方協力課長
4. 議題  
1)報告書骨子(案)について  
2)その他

5. 議事概要

議題1)について、国府委員から地方消費者行政の一層の強化を求める意見書(日本弁護士連合会)、菅委員から地方消費者行政の充実・強化に向けて恒久的な財源措置等を図ることへの要望(公益財団法人 全国消費生活相談員協会)、事務局から報告書骨子(案)について、それぞれ説明があり、その後、意見交換等を行った。

主な意見等は以下のとおり。

【報告書骨子(案)について】

(国府委員)

- ・地方財政措置に対して決算がついてきていない中では、漫然と地方交付税措置を続けるのでは、これまでの状況は変わらないので、地方消費者行政推進交付金のように消費者行政という特定の行政分野に対する財政支援という形が望ましい。
- ・先駆的プログラムに焦点をあてすぎるのではなく、従来からの消費者行政の基本である相談業務、情報収集、法執行が今なお発展途上にあり、これらを強化していくための予算措置が必要である。
- ・「高齢化・情報化・国際化」ということによって、相談業務、情報収集、法執行、いずれも困難になっている。従来のを現状に合わせようとすればさらに強化する必要がある。
- ・消費者安全確保地域協議会の設置、見守りネットワークを作る等はすべて行政職員が行う課題。行政職員の役割が高まってきているので、その強化の必要がある。

(小西委員)

- ・この報告書が消費者行政事務を法定受託事務に変えろという趣旨でないのなら、「消費者行政が地方自治法上の自治事務として位置づけられる」ことは強調しなくてもよいのではないか。
- ・現状の整理については、自主財源の減少ではなくて、自由度のある一般財源が減少と書くべき。

(国府委員)

- ・国の責務を明記すべき。平成20年の閣議決定等でも「国の要請に基づくものであり、法律にも位置付けを行うことを踏まえ、国は相当の財源確保に努める」とあるように国の消費者行政組織を強化することと、地方消費者行政を強化することは車の両輪である。また、消費者行政は自治事務だから地方の責任でやればよいというステレオタイプな単純な議論になってはいけない。

(管委員)

- ・今、地方では相談員のなり手がいないという問題が顕在化してきているが、きちんと手当はしていかなければならない。また、先駆プログラムは活用しているところとしていないところがある。消費者庁は自治体への説明を丁寧にする必要がある。

(山本座長)

- ・先駆プログラムについては、報告書の最後のところの「今後さらに改善していく」と書いてある箇所で触れる必要がある。

(国府委員)

- ・消費者が身近に相談できる窓口があり、必要に応じて被害回復を支援することは必要最小限の行政サービスであり、国民に均しく提供されるべきナショナルミニマムとも言う。
- ・生活困窮者自立支援法と消費者保護の関係について、消費者保護は生活保護のような給付を求めているのではなく、消費者の財産が奪われることの被害を食い止めるために国に措置を講じてもらいたいという位置付けである。そういう意味で地方財政法 10 条に生活困窮者自立支援法と同様の形で消費者行政を位置づけるのは間違いではない。
- ・報告書に恒久的な財源措置を求めると書くと、できなかつたときに批判されるので、躊躇するかもしれないが、目指すべき目標をきちんと言うべきである。たとえ実現しなかつたとしても国民は消費者庁を批判しないはずである。逆に国民は応援するのではないか。ぜひ報告書に書いてほしい。

(小西委員)

- ・地財法を改正しろという話ではなくて、消費者安全法を改正するという話なら筋が通る。安全法が改正すれば自動的に地財法も改正される。

(山本座長)

- ・国が一定の責任を担うべきという話は、自治事務だからと言って、国が何もしなくてもいいという話ではない。地財法 10 条のような恒久的な財源にするという手法をとるとするのは、消費者行政

に積極的でない自治体もあるので、そのような自治体を強制するために財源をつけるという話になり、納得してもらえるかどうか。現状でやっていないところを引き上げて、自治体がかんばって財源が足りないときに恒久的な財源を求めるならわかる。その状態になってないのに、恒久財源化するというのは通りが悪いのではないか。高齢化とか情報化とかいかにも現状+ $\alpha$ で2階ができるようなイメージであるが、そうではなくて、1階分をしっかりとすることをやっていかないと2階部分もできない。全体を再構築する必要がある。

(国府委員)

・座長の言うこともわかるが、逆に地方が消費者行政をやろうにもやれない現状があるのではないか。地方が安心して何年にもわたって職員を配置できるように恒久的な財源措置をしないと地方が強化できないのではないか。

(山本座長)

・短期でお金を切られてしまうと、かんばって体制を作ったあとに大変になり、自分の首をしめるような状態になるのはまずい。かんばった自治体がそれを続けられるようなお金の付け方が必要。

(菅委員)

・消費生活センターというと悪質商法の話ばかりで、関心が薄れてきているのではないか。相談することが少なくなっている。また、若い人には消費者教育をして身につけてもらうのが大切。

(山本座長)

・コミュニケーションの仕方が変わってきた。相談窓口に行かないで、仲間内で情報交換するというような変化に対応してどう消費者行政を進めていくか。消費者教育も狭い意味での消費者教育を超えて、他の行政分野にまたがるように他部局と連携が必要になってくる。こういうのも財政的な支援が必要。

(国府委員)

・消費者行政関係の業務内容が増えてきている。しかし職員は減ってきている。こういう視点を確認しておいてほしい。

(山本座長)

・そのようなデータがあるか確認しておいてほしい。

(国府委員)

・消費者行政における地域間の格差の是正には目安となる数値的目標が必要ではないか。

(小西委員)

・この検討会では地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方として、地財法10条の負

担金事業か、16条の交付金事業かという話ではなくて、今後の安全法の改正に向けての検討をしていくもので、負担金か交付金かという議論はしていない。

(山本座長)

・恒久的財源については、明確には特定せずに考えられる論点を整理する。例えば、消費者行政にはこれだけのことが必要であるが、地方は財源が苦しくなっている。しかし、今後さらなる課題に対応する必要があるが、そのためには国が援助する必要がある。それをどのようなスキームで出していくかについては、この場で結論づけるまでは言わない。財政当局や地方分権の問題も出てくるので、その辺りはあまり決めてしまわない。ただ地財法10条の負担金の意見はかなり強くあったので、議事録には残る。この点は今後さらに議論していくと提示することになるだろう。